

2025年度「地域子育て支援補償保険」のご案内

「地域子育て支援補償保険」は、ファミリー・サポート・センター及びセンターを設置する自治体向けの保険です。本保険は、ファミリー・サポート・センター及び設置自治体が以下の事業を実施する場合にご加入いただけます。なお、複数の提供会員が複数の子供を保育する集団保育にはご加入いただけません。

<保険期間>

2025年度の保険期間は、2025年5月1日午前0時（更新の場合は午後4時）から2026年5月1日午後4時までです。なお、年度の途中からもご加入いただけますが、開始日につきましては、女性労働協会へご相談ください。

<保険の構成>

次の3種類の保険によって構成されます。

- (1) 依頼子供傷害保険
- (2) サービス提供会員傷害保険
- (3) 賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

<記名被保険者>

- (1) 依頼子供傷害保険においては、依頼会員によって援助を依頼する子供として登録された子供（依頼子供）とその保護者※
※ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業に限ります。
- (2) サービス提供会員傷害保険においては、サービス提供会員
- (3) 賠償責任保険においては、
ファミリー・サポート・センター事業の場合：
ファミリー・サポート・センター及びサービス提供会員
ファミリー・サポート・センター事業以外の場合：
その事業の実施主体である地方公共団体等または事業受託団体等、及びサービス提供会員

(1) 依頼子供傷害保険

*総合生活保険（傷害補償、細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみの傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット）

依頼子供が、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とサービス提供会員宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため、ケガで入院したり、亡くなったたりした場合等を補償する保険です（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。）。※詳細については、19ページをご覧ください。

※往復途上を補償するためには、次の(a)(b)いずれの条件も満たすことが必要です。

- (a) 対象となる事業の活動のために住居を出発する前に加入者の名簿で被保険者が確定できること
- (b) 活動日・場所が客観的資料（活動報告書等）で確定できること

（保険金をお支払いする場合）

- ・依頼子供が、階段から落ちてケガをした。
- ・依頼子供が、犬にかまれてケガをした。
- ・依頼子供が、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした。
- ・地震が発生し、依頼子供が棚から落下したものに当たってケガをした。（Dタイプ【天災＋熱中症補償プラン】のみ）
- ・依頼子供が活動中に熱中症になった。（Dタイプ【天災＋熱中症補償プラン】のみ）
- ・提供会員が作った料理を食べた依頼子供が、ウイルス性食中毒を発症した。

等

（保険金をお支払いしない主な場合）

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害（A・B・Cタイプのみ）
- ・戦争、暴動などによって被った傷害*
- ・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）

等

*「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

(2) サービス提供会員傷害保険

*総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみの傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット）

サービス提供会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と子供宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため、ケガで入院したり、亡くなった場合等を補償する保険です（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。）。※詳細については、19 ページをご覧ください。

※往復途上を補償するためには、次の(a)(b)いずれの条件も満たす必要があります。

- (a) 対象となる事業の活動のために住居を出発する前に加入者の名簿で被保険者が確定できること
- (b) 活動日・場所が客観的資料（活動報告書等）で確定できること

（保険金をお支払いする場合）

- ・ サービス提供会員が、走ってくる依頼子供を受け止めようとして支えきれず転んでケガをした。
- ・ サービス提供会員が、依頼子供を送った帰宅途中に雨で濡れた階段で滑ってケガをした。
- ・ サービス提供会員が、依頼子供を乗せて車を運転中に自動車事故に遭いケガをした。
- ・ 地震が発生し、サービス提供会員が棚から落下したものに当たってケガをした。（Ⅲタイプ【天災+熱中症補償プラン】のみ）
- ・ サービス提供会員が活動中に熱中症になった。（Ⅲタイプ【天災+熱中症補償プラン】のみ）
- ・ サービス提供会員が作った料理を、依頼子供と一緒に食べていたところ、サービス提供会員がウイルス性食中毒を発症した。

等

（保険金をお支払いしない主な場合）

- ・ 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・ 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害（Ⅰ・Ⅱタイプのみ）
- ・ 戦争、暴動などによって被った傷害*
- ・ むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・ その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）

等

*「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

(3) 賠償責任保険 *施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)

※2025年5月1日以降始期契約より、賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン))におきまして、保険料の改定を行いました。

※2025年5月1日以降始期契約より、施設賠償責任保険・サイバーリスク保険におきまして、明確化・平仄等の観点で約款の改定を行いました。

【施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険】

被保険者(補償を受けることができる方)が、保育サービス等の提供中に他人(依頼子供を含む。サービス提供会員と同居の親族を除く。)の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、保育サービス等利用者からお預かりし、保育サービス等提供場所内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス等提供場所外で管理している現金及び子供預かりに必要な日用品(預かった物に限ります。)を保険期間中に損壊・紛失または盗取・詐取された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。※詳細については、20～23ページをご覧ください。

【情報漏えい保険※】※サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の愛称

情報の漏えい(*1)またはそのおそれについて、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払)や、事故対応期間(*2)内に生じたサイバーセキュリティ事故対応費用を負担することによって被る費用損害に対して保険金をお支払いします。

(※1) 情報の漏えいとは、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。

ア. 個人情報

イ. 法人情報

ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報(記名被保険者に関する情報を除きます。)

(※2) 事故対応期間とは、被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時からその翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

(保険金をお支払いする場合の例)

- ・ サービス提供会員の不注意でお湯がこぼれ、依頼子供に大やけどをさせたことにより賠償責任を負った(施設賠償責任)
- ・ サービス提供会員が提供(調理)した食事やミルクが原因で、依頼子供が食中毒を起こしたことにより賠償責任を負った(生産物賠償責任)
- ・ 依頼会員から預かっていたベビーカーを破損してしまったことにより賠償責任を負った(受託者賠償責任)
- ・ 家事援助サービス活動で依頼会員宅の掃除機を使用中、掃除機を破損してしまったことにより賠償責任を負った(施設賠償責任、管理下財物損壊担保特約条項を付帯)
- ・ ファミリー・サポート・センターにて、依頼子供・サービス提供会員の個人情報を記録・保管していた名簿が盗まれ、個人情報漏えいの恐れが発生した。依頼子供の親、サービス提供会員に対して詫言状を発送したため、費用を支出した(サイバーリスク保険)
- ・ サービス提供会員が、依頼子供の個人情報が記された名簿を紛失してしまい損害賠償を請求され、賠償責任を負った(サイバーリスク保険) 等

(保険金をお支払いできない主な場合)

- ・ 保険契約者または被保険者の故意
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・ 戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- ・ 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任(施設賠償責任保険のみ)
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ. 施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)
 - ウ. 施設外における動物

自動車または原動機付自転車が管理下財物に該当する場合、これらの運行以外の事由によって発生した損壊については適用しません。

等

補償の内容

【引受幹事保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

保険期間：1年

依頼子供傷害保険（総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみの傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット））
サービス提供会員傷害保険（総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみの傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット））

※Dタイプ【天災+熱中症補償プラン】・Ⅲタイプ【天災+熱中症補償プラン】の場合は、総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみの傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約、天災危険補償特約（傷害用）、熱中症危険補償特約セット）

【傷害補償】

対象となる事業*1における活動中（往復途上を含む。）に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされているDタイプ・Ⅲタイプの場合、保険の対象となる方が熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 対象となる事業は、次の通りです。

・ファミリー・サポート・センター事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業
・子育て短期支援事業 ・一時預かり事業 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯り運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、依頼子供傷害保険の支払対象となる「入院した日数」は、1事故について30日を限度とします。サービス提供会員傷害保険の支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハロベストをいいます。	

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。

ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

このパンフレットは総合生活保険（傷害補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【賠償責任】

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険	施設賠償責任保険（管理下財物損壊担保特約）（指定管理者特約） 以下の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。 記名被保険者が所有、使用または管理する保育サービス等提供場所や、保育サービス等の遂行に起因して、保険期間中に、日本国内において、他人の身体または生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合 以下の財物（管理下財物）の損壊について正当な権利を有する者に対して負う賠償責任も補償します。（支払限度額は施設賠償責任保険の限度額内枠です。） ・記名被保険者が仕事のために占有または使用している財物 ・記名被保険者が仕事のために直接作業を加えている財物 ・記名被保険者が仕事のために他人から借りている財物	(1)被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対してお支払いします。 ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金 *賠償責任の承認や賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。 ②万一訴訟等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 *引受保険会社の書面による同意が必要になります。 ③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用または予め引受保険会社が書面により同意した費用 ④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用 ⑤他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑥施設賠償責任保険または生産物賠償責任保険で対象となり得る事故が発生した場合に、その初期対応のために被保険者が負担する社会通念上妥当な次の費用 事故現場保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影・事故原因調査費用、事故現場取片付費用、役員・使用人現場派遣費用、通信費、対人見舞金・見舞品購入費用、風災見舞費用（施設賠償責任保険のみ）、引受保険会社の書面による同意を得て支出したお詫び広告掲載費用、その他上記に準ずる費用 ⑦施設賠償責任保険または生産物賠償責任保険で対象となる事故に起因する損害賠償請求訴訟が被保険者に対して日本国内で提起された場合に、その応訴のために直接必要となり、被保険者が負担する社会通念上妥当な次の費用 使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、役員・使用人の交通費・宿泊費、増設コピー機リース費用、事故の再現実験費用、事故原因調査費用、意見書・鑑定書の作成費用、相手方当事者・裁判所に提出する文書の作成費用 保険金のお支払い方法は、次のとおりです。 上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。 上記⑥⑦の費用については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	＜施設、生産物、受託者共通＞ ●保険契約者、被保険者の故意 ●戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ●地震、噴火、洪水、津波または高潮 ●他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ●核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等による有害な特性またはその作用に起因する損害（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬で法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。） ●排水・排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ●サイバー攻撃 等 ＜施設、生産物共通＞ ●石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害 ●汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事象を原因とした排出等が不測かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合は、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理 等 ＜施設、受託者共通＞ ●給排水管や暖冷房設備等からの蒸気または水の漏出・いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による損害 ●建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹き込みに起因する損害 等 ＜施設賠償責任保険＞ ●施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害 ●自動車、原動機付自転車、施設外における船や動物等の所有・使用・管理に起因する損害 等 ＜管理下財物損壊担保特約・指定管理者特約＞ ●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象 ●ねずみ食いまたは虫食い等の現象 等
	生産物賠償責任保険 以下の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。 保育サービス等の中で提供する記名被保険者の占有を離れた飲食物に起因して、保険期間中に、日本国内において、他人の身体または生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合	⑦施設賠償責任保険または生産物賠償責任保険で対象となる事故に起因する損害賠償請求訴訟が被保険者に対して日本国内で提起された場合に、その応訴のために直接必要となり、被保険者が負担する社会通念上妥当な次の費用 使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、役員・使用人の交通費・宿泊費、増設コピー機リース費用、事故の再現実験費用、事故原因調査費用、意見書・鑑定書の作成費用、相手方当事者・裁判所に提出する文書の作成費用 保険金のお支払い方法は、次のとおりです。 上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。 上記⑥⑦の費用については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	※上記＜施設賠償責任保険＞の「自動車・原動機付自転車の所有・使用・管理に起因する損害」については、自動車または原動機付自転車が管理下財物に該当する場合、これらの運行以外の事由によって発生した損壊については適用しません。 ＜生産物賠償責任保険＞ ●次の財物の損壊または使用不能・生産物（提供した飲食物） 等 ＜受託者賠償責任保険＞ ●保険契約者または被保険者が行い、もしくは加担した盗取・詐欺による損害 ●保険契約者または被保険者が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故 ●受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 等
	受託者賠償責任保険 以下の事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。 保育サービス等利用者から預かった現金、子供預かりに必要な日用品を、保育サービス等提供場所内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス等提供場所外で管理している間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取または詐取されたことが保険期間中に生じ、それにより現金または子供預かりに必要な日用品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 ※受託物は現金および子供預かりに必要な日用品のみ補償します。	保険金のお支払い方法は、次のとおりです。 上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。 上記⑥⑦の費用については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	※上記＜施設賠償責任保険＞の「自動車・原動機付自転車の所有・使用・管理に起因する損害」については、自動車または原動機付自転車が管理下財物に該当する場合、これらの運行以外の事由によって発生した損壊については適用しません。 ＜生産物賠償責任保険＞ ●次の財物の損壊または使用不能・生産物（提供した飲食物） 等 ＜受託者賠償責任保険＞ ●保険契約者または被保険者が行い、もしくは加担した盗取・詐欺による損害 ●保険契約者または被保険者が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故 ●受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 等

※保育サービス等は対象となる事業にて行うものに限ります。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合						
(1) 損害賠償責任に関する補償 サイバーリスク特別約款「賠償責任に関する補償」(サイバーリスク特別約款「賠償責任に関する補償」)	情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 (※1) (※2) (※1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りします。 (※2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。	＜お支払いの対象となる損害＞ <table><tr><td>① 法律上の損害賠償金</td><td>法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</td></tr><tr><td>② 争訟費用</td><td>損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）</td></tr><tr><td>③ 協力費用</td><td>引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</td></tr></table> ＜支払限度額等＞ 損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（1 請求・保険期間中）が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（法律上の損害賠償金、争訟費用および協力費用）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中ごとの設定）が限度となります。 ＜お支払いする保険金＞ 【① 法律上の損害賠償金】 合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。 【②・③ 費用】 合計額に対して、保険金をお支払いします。 ※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。	① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。	② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）	③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	【共通】 ・ 保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合 ア、国際連合の決議に基づく制裁等 イ、欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等 ウ、アまたはイ以外の制裁等 ・ 次の事由 ア、戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事実または暴動 イ、アの過程または直接的な準備として行われる国家間と型サイバー攻撃 ウ、被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家間と型サイバー攻撃 (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持 (イ) 安全保障・防衛 ・ 保険契約者または被保険者の故意 ・ 戦争、変乱、暴動、騒ぎようまたは労働争議 ・ 地震、噴火、津波、洪水、高潮 ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・ 保険期間の開始日より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由 ・ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ・ 次の行為 ア、被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。） イ、被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為 ・ 他人の身体への障害 ・ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ・ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、適用しません。 ・ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ・ 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版 ・ 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求 ・ 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。） ・ 被保険者の暗号資産交換業の遂行 ・ 被保険者相互間における損害賠償請求 【損害賠償責任に関する補償】 ・ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任 ア、電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任 イ、不正な偽造取引・資金移動に起因する賠償責任
	① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。							
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）								
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用								
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 サイバーリスク特別約款「サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償」(サイバーリスク特別約款「サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償」)	① サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用以外） 事故対応期間内に生じた次ページの表記載の費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限りします。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限りします。 ＜セキュリティ事故とは＞ 次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、次ページの表に記載の a. サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。 ア、情報の漏えいまたはそのおそれ イ、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの ＜風評被害事故とは＞ セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれを含みます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。 ② 訴訟対応費用 この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限りします。）を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りします。	＜お支払いの対象となる費用と支払限度額等＞ 損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。 ただし、各費用固有の支払限度額が限度となります。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、次ページの表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。							

当団体契約で支払うべき複数の保険金請求を受けた場合は、当団体契約の証券総支払限度額（賠償責任部分5億円、サイバーセキュリティ事故対応費用部分5,000万円）を限度に、保険金請求に必要な書類一式が当会社に提出された順に、損害に対して保険金を支払います。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーリスク特別約款(サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項)+情報漏えいリスク限定担保特約条項】

① サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用以外)

費用の種類	定 義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a. サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(※1)によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	100%	1事故・保険期間中 50万円 (※3)	
b. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(※2) ア. 弁護士費用 弁護士報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。をいいます。ただし、次のものを除きます。 ㊦ 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 ㊧ 刑事事件に関する委任にかかる費用 ㊨ 「e. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。) ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)			
d. コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。(※2)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要した次の費用 ㊦ コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(移動電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 ㊧ 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用	100%	1事故・保険期間中 50万円	1事故・保険期間中 50万円
e. その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、P.22②訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用(※2) 公表等の措置(※4)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 ㊦ 見舞金 ㊧ 金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 ㊨ 見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。) キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(※4)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。	100%	—	
		100%	被害者 1名につき 1,000円	
		100%	被害法人 1法人につき 5万円	

e. その他事故対応費用	ク、クレジット情報モニタリング費用（＊２） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ、公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 ㌦ 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、および刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） ㌦ 通信費 ㌦ 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ㌦ コンサルティング費用（＊２） コ、損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	—	1 事故・保険期間中 50万円
f. 再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。（＊２） ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1 事故・保険期間中 50万円	

（＊１）次のいずれかをいいます。

ア、公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報
 イ、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

（＊２）引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

（＊３）a. サイバー攻撃対応費用、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用で共有します。

（＊４）次のいずれかをいいます。

①公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限ります。）

②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道

③被害者または被害法人に対する詫言の送付

④公的機関からの通報

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項】

② 訴訟対応費用

訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア、記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ、記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ、増設コピー機のリース費用 エ、記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ、意見書・鑑定書の作成費用 カ、相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1 請求・保険期間中 50万円	1 請求・保険期間中 50万円

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【用語の意味】 サイバーリスク保険において、このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア、コンピュータシステムへの不正アクセス イ、コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ、マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ、コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P.20の＜セキュリティ事故とは＞＜風評被害事故とは＞をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア、個人情報 イ、法人情報 ウ、アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア、個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ、法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ、個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には★のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

III ご加入後におけるご注意事項



1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に★のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

6 事故が起きたとき

●事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類

・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類

・附加給付の支給額が確認できる書類

・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承認していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

2025年度「お見舞金制度」のご案内

■ 1. お見舞金制度とは

お見舞金制度は、「地域子育て支援補償保険」及び「子育て相互援助活動補償保険」では補償されない部分を補う目的で、女性労働協会が独自に設けた制度です。これにより、依頼子供の加害事故^{注1)}、活動に起因した熱中症（熱射病や日射病）、感染症（インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス）、車での送迎中の事故^{注2)}についてお見舞金をお支払いします。

■ 2. このようなときにお見舞金をお支払いします

（ケガ、病気）

- ・ サービス提供会員の家族が依頼子供にケガを負わされた
- ・ サービス提供会員又は依頼子供が熱中症にかかった
- ・ サービス提供会員又はその家族が依頼子供にインフルエンザをうつされた
- ・ サービス提供会員又はその家族並びに依頼子供が、活動が原因で新型コロナウイルス感染症に感染した

（物損）

- ・ 依頼子供にサービス提供会員の家の物を壊された
- ・ 依頼子供にサービス提供会員の車を傷つけられた
- ・ サービス提供会員が当て逃げにあい車を傷つけられた
- ・ サービス提供会員の運転ミスで自分又は他者の車を傷つけた

（その他）

- ・ 不測の事態が生じサービス提供会員が支出を余儀なくされた（その額及び用途が社会通念上妥当だと女性労働協会が認めたものに限りします。）



お見舞金制度があります！

注1) サービス提供会員の財物及びサービス提供会員の同居家族の身体・財物への損害を対象とします。

注2) 自損または当て逃げにより提供会員の車が損傷した場合、及び提供会員が他人の車・財物に損害を与えた場合の事故を対象とします。

■ 5. お見舞金の支払い額

お見舞金は、実際に支出された金額（自己負担額）に応じ、サービス提供会員（依頼子供の治療費については子供の保護者）に対して、下表のとおり60,000円を限度にお支払いします。ただし、自動車事故でサービス提供会員がご自身の加入する自動車保険（任意保険）を使用した場合は、一律10,000円をお支払いします。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、感染事実が明らかな書類の提示により、死亡の場合は30,000円、感染の場合は10,000円をお支払いします。

（お見舞金一覧表）

領収金額	お見舞金
2,000円未満	免責
2,000円～4,000円未満	2,000円
4,000円～6,000円未満	4,000円
6,000円～8,000円未満	6,000円
8,000円～10,000円未満	8,000円
10,000円～15,000円未満	10,000円
15,000円～20,000円未満	14,000円
20,000円～30,000円未満	20,000円
30,000円～50,000円未満	30,000円
50,000円～70,000円未満	40,000円
70,000円～100,000円未満	50,000円
100,000円以上	60,000円
自動車保険（任意保険）を使用	一律10,000円
新型コロナウイルス感染症に感染した	一律10,000円
新型コロナウイルス感染症に感染したことにより死亡	一律30,000円

■ 6. このようなときはお見舞金をお支払いできません

- ・ サービス利用会員の家で子供を預かっていたとき、子供が自分の家の物を壊した。
- ・ 車での送迎中、サービス提供会員が対人事故を起こして他人を死傷させた。

2025年度「移動サービス専用自動車保険」のご案内

「移動サービス専用自動車保険」はファミリー・サポート・センターの活動中、サービス提供会員の自家用車を用いて依頼子供の送迎等（移動サービス）を行っている間の事故について、サービス提供会員が加入している自動車保険に優先してお支払いする保険です。

今回ご案内の「移動サービス専用自動車保険」にご加入頂くことで、より安心して提供会員が活動を行えるようになります。「送迎」等の活動を行っているファミリー・サポート・センターの皆様におかれましてはぜひご加入を検討ください。

<補償内容詳細>

対人賠償責任保険	他人にケガをさせたときの法律上の損害賠償責任を補償します。 ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶相手側1名について以下の保険金額を限度に保険金をお支払い致します。ただし、自賠責保険等で支払われる金額がある場合は、その超過額に対してのみ保険金をお支払い致します。 【保険金額】 保険金額 無制限								
対物賠償責任保険	他人の物を壊してしまったとき等の法律上の損害賠償責任を補償します。 ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊したり、ご契約のお車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について以下の保険金額を限度に保険金をお支払い致します。 【保険金額】 保険金額 無制限								
NEW 移動サービス事業者向け人身傷害保険特約	ご契約のお車の事故により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や、補償を受けられる方以後遺障害が生じた場合 ▶補償を受けられる方1名について、保険金額を限度に実際の損害額に対して保険金をお支払いします。 【保険金額】 保険金額 3,000万円 5日以上入院した場合、傷害一時費用保険金を10万円お支払いします。								
車両保険（車両保険ありの場合）	ご契約のお車の修理費等を補償します。 衝突、接触などの事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合 ▶損害額に対して時価額または保険金額のいずれか低い額を限度にお支払い致します。 【保険金額】 保険金額 300万円								
対物超過修理費用補償特約	対物賠償責任保険では補償されない、相手方の車の「時価額を超える修理費」を補償します。 対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。 ※損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行った場合に限りです。 【例】 <table border="1" data-bbox="478 1299 861 1433"> <tr> <td>過失割合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補償を受けられる方 80% 相手方 20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相手方の車の状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時価額 60万円 修理費 100万円</td> <td></td> </tr> </table> 対物賠償責任保険 60万円 修理費 100万円 対物超過修理費特約 40万円 対物賠償責任保険で48万円を補償(60万円×80%) 対物超過修理費特約で32万円を補償(40万円×80%)	過失割合		補償を受けられる方 80% 相手方 20%		相手方の車の状態		時価額 60万円 修理費 100万円	
過失割合									
補償を受けられる方 80% 相手方 20%									
相手方の車の状態									
時価額 60万円 修理費 100万円									
NEW 車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約（移動サービス用）	ご契約のお車が事故もしくは盗難にあった場合、故障もしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合（自力走行は含みません。）、または車両自体に生じたトラブルもしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり、走行不能となった地において自力走行できる状態に復旧した場合 ▶車両搬送費用、緊急時応急対応費用について、上限額15万円の範囲内で保険金をお支払いします*。 *車両搬送費用は、事故の場合も走行不能となり修理工場等へレッカー搬送されたときに限り保険金をお支払いします。また、事故・故障以外の車両自体に生じたトラブルの場合は、車両搬送費用、緊急時応急対応費用共に保険金をお支払いします。 ※ガソリン・軽油を燃料としいないお車の燃料切れにより走行不能となり、燃料の補充が可能な場所までレッカー搬送された場合は、車両搬送費用について、保険金をお支払いします。 付帯サービス ①燃料切れ時ガソリン配達サービス 道路上で燃料切れとなった場合、ガソリンまたは軽油を10リットルお届けします*。 ②おクルマ故障相談サービス 故障や車両のトラブルでお困りのとき、整備有資格者がお電話でアドバイスします。 *保険期間中に1回ご利用いただけます。								

・示談交渉等について

賠償事故（対人・対物）の場合、補償を受けられる方および相手方の同意が得られれば、引受保険会社が補償を受けられる方のために示談交渉をお引き受けします。ただし、補償を受けられる方に法律上の損害賠償責任がない場合や、補償を受けられる方が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合等には、引受保険会社は相手方との示談交渉はできません。（対物賠償事故の場合には一般社団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示にしたがって事故対応にあたる場合があります。）